

(議長)

先程、室井議員、室井委員長から、えー、議運を、あの一、開きたいとの主が、説明がありましたので、暫時休憩いたします。

休憩 16 : 43

※ 休憩中、議会運営委員会の開催。

再開 16 : 56

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

(議長)

定刻時間が迫っておりますが、まちづくり推進課所管の予算審議が終了するまで、会議を延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

まちづくり推進課所管の予算審議が終了するまで、会議時間を延長することに決定いたしました。

(議長)

えー、5時20分まで、休憩いたします。

休憩 16 : 58

(事務局より休憩時間の延長を伝える)

再開 17 : 43

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

先ほど、議会運営委員会より地方自治法第135条第2項の規定により、田畑豊利議員に対する懲罰動議が提出されました。

(議長)

お諮りします。

この動議を日程に追加し、追加日程第5として、ただちに議題とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることは、可決されました。

(議長)

田畑議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(田畑議員 退場後)

(議長)

追加日程第5、発議第1号、田畑豊利議員に対する懲罰動議を議題といたします。本件について、質疑希望ございますか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。

懲罰の議決については、会議規則第114条の規定により、委員会の付託を省略することが、できないことになっております。

したがって、本案については5名の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して、直ちに審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

よって、本案については、「5名」の委員で構成する「懲罰特別委員会」を設置し、これに付託して、直ちに審査することに決定いたしました。

(議長)

暫時休憩いたします。

休憩 17 : 45